

美祢市合併1周年記念・秋芳洞開洞100周年記念 第31回 秋吉台観光まつり開幕

読売新聞創刊135周年記念事業 『平成百景』に『秋吉台』認定!!

読売新聞創刊135周年記念事業「平成百景」として、全国300箇所の候補地の中から、全国の読者の投票によって選ぶ企画があり、当市の『秋吉台』が「平成百景」に選ばれました。

7月18日の秋吉台花火大会の開始に先立って、読売新聞西部本社山口総局長・田上賢祐様より、認定書が村田市長に授与され、花火大会に花を添えました。



7月1日(水)



8月31日(月)

『三洞物語』～避暑地を求めて～

夏休み期間中、平均気温17℃の「秋芳洞」「大正洞」「景清洞」を巡る共通券を販売。

実施期間 平成21年7月1日(水)～8月31日(月)

販売価格 大人(中学生以上) **2,000円** 小人(小学生以上) **1,000円**

特典 市内宿泊施設や観光施設の様々な特典の他、抽選で特産品が当たる。



7月18日(土)



8月16日(日)

秋芳洞「浴衣で洞？」

浴衣で来洞されたご本人及びペアを対象に秋芳洞の入洞を無料といたします。

開催日時 7月18日(土)～8月16日(日) 8時30分～16時30分



7月19日(日)



8月30日(日)

(期間中の土・日曜)

紙芝居「寿円禅師物語」

秋芳洞開洞100周年を記念し、秋芳洞正面入口四阿において紙芝居「寿円禅師物語」を実施します。

開催日時 7月19日(日)～8月30日(日)の土・日曜 10時5分・12時5分・14時5分

7月19日(日)



8月30日(日)

(期間中の土・日曜)

「ものづくり体験」(夏休みの自由研究に)

化石採集・竹細工(竹とんぼ、竹鉄砲など)・大理石クラフトなど、美祢市の特産物を使ったものづくり体験を実施します。夏休みの自由研究に是非どうぞ!!

開催期間 平成21年7月19日(日)～8月30日(日)の土・日曜

※「光響ファンタジー・水と大地の神秘」開催期間中(7月25日(土)～8月2日(日))は、毎日実施します。

実施時間 10時～16時 体験料 **100円～500円**(体験料、材料費込み)

会場 美祢市秋芳町秋吉 秋芳洞ふれあい広場



7月24日(金)



8月29日(土)

(期間中の金・土曜)

秋芳洞「闇と灯のロマン探検」(洞内暗黒の世界へどうぞ)

照明を点けない本来の秋芳洞を体験できます。また、秋芳洞案内所から洞入口まで100mを竹灯でライトアップいたします。

実施期間 平成21年7月24日(金)～8月29日(土)の金曜・土曜

会場 秋芳洞及び秋芳洞商店街 入洞時間 19時30分～(要予約)

点灯時間 19時～21時 ※花火大会当日は22時まで

入洞料金 大人**1,300円** 中学生**1,050円** 小学生**700円**※20名より団体料金適用



その他多くのイベントを開催しますが、都合により内容の変更がある場合もございます。

問合せ先

秋吉台観光まつり実行委員会(美祢市観光振興課内)

☎0837②0304 ㊟0837②1422

E-mail: karusuto@karusuto.com URL: http://karusuto.com/

高額医療・高額介護合算療養費制度について

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。
(美祢市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方)

世帯内の国民健康保険の加入者・後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、定められた負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を申請により支給します。

平成21年度の支給要件・支給額について

この制度は、通常は、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給額を計算しますが、平成21年度については下記の(1)(2)の金額を比較し大きい額が支給額となります。

(1) 平成20年4月から平成21年7月末の16ヶ月間の自己負担額の合計額が限度額を超えた額。

(2) 平成20年8月から平成21年7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が限度額を超えた額。

※自己負担額とは **高額療養費、高額介護サービス費の支給を受ける額を除いた額** となります。

【美祢市国民健康保険加入者】

①70歳未満の人

	(1)の限度額	(2)の限度額
① 世帯員全員の合計所得が一定以上※となっている場合 ※合計所得が600万円を超える場合	168万円	(126万円)
② ①・③以外の場合	89万円	(67万円)
③ 世帯員全員が市民税非課税の場合	45万円	(34万円)

②70歳から74歳の方

	(1)の限度額	(2)の限度額
① 高齢受給者証の負担割合が『3割』となっている場合	89万円	(67万円)
② ①・③・④以外の場合	75万円	(56万円)
③ 世帯員全員が市民税非課税の場合	41万円	(31万円)
④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定基準以下※の場合 ※年金収入80万円以下等	25万円	(19万円)

【後期高齢者医療制度加入者】

	(1)の限度額	(2)の限度額
① 高齢受給者証の負担割合が『3割』となっている場合	89万円	(67万円)
② ①・③・④以外の場合	75万円	(56万円)
③ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合	41万円	(31万円)
④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定基準以下※の場合 ※年金収入80万円以下等	25万円	(19万円)

※医療保険または介護保険の自己負担額のどちらかが0円の場合は、支給対象となりません。

※自己負担限度額を超える額が500円を超えない場合は、支給対象となりません。

◆申請手続きについて

支給の対象となる被保険者の方には、平成21年12月頃にお知らせする予定です。お知らせが届いた場合は、美祢市市民課保険年金係に申請してください。

※次に該当される方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

平成20年4月から平成21年7月末までの間に、

- ・美祢市外から転入をされた人
- ・他の医療保険制度から国民健康保険や後期高齢者医療制度に移られた人

問合せ先 美祢市市民課保険年金係 ☎08375231